

# 我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年12月28日

条例第26号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定により、我孫子市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

## (交付の対象)

**第2条** 政務活動費は、我孫子市議会における議員に対し交付する。

## (交付額)

**第3条** 政務活動費は、各月1日（第8条第1項において「基準日」という。）に在職する議員に対して、月額25,000円を交付する。

## (交付の方法)

**第4条** 政務活動費は、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了するときは、規則の定めるところにより交付する。

## (交付の申請)

**第5条** 議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長に申請しなければならない。

## (使途基準)

**第6条** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を別表に定める使途基準の範囲内において使用しなければならない。

## (収支報告書の提出)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、年度終了後、速やかに、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書には、領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）を添付しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは議会の解散又は任期の満了により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、速やかに、収支報告書を議長に提出しなければならない。

#### （政務活動費の返還）

- 第8条** 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、前条に規定する収支報告において残額が生じた場合は、速やかに、当該残額を返還しなければならない。

#### （収支報告書の保存）

- 第9条** 議長は、第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書を提出された日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

#### （透明性の確保）

- 第10条** 議長は、第7条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

#### （委任）

- 第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(政務活動費の交付額の特例)

- 2 平成25年3月31日までの間、第3条の規定の適用については、同条中「月額25,000円」とあるのは、「月額20,000円」とする。

附 則 (令和3年3月24日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係) 政務活動費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 (会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、宿泊費等)
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う調査研究活動、議会活動及び市政について市民に報告するために要する経費 (原稿料、印刷費、新聞折込料等)
広聴費	議員が市民からの市政に対する要望、意見を聴くための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
事務費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務の処理に要する経費 (備品購入費、リース料、事務機器保守料、通信費等)